

押印見直しに伴う規則改正の 変更点の概要

熊本県公立学校事務職員協会宇城・上益城地区研究グループ

発表者 熊本県立御船高等学校 主任事務職員 富永 裕士
熊本県立松橋西支援学校 事務職員 鶴長 麻美

1 はじめに

令和3年度から、学校現場において関係各課からの通達により、会計規則及び各種様式等における押印見直し（押印の省略）が推し進められ、業務の効率化が期待されました。しかし実際には、各課から各々の形で発出された通知・通達のすべてを学校現場が十分に把握・整理できているとは言い難い状況です。そもそも押印省略の目的・意義は何なのか、国または地方公共団体から学校への流れも含め整理する必要があると考えました。また、各学校において当該様式等の押印省略の可否を確認することに時間と手間を要している現状があり、この状況を改善したいとの思いから研究を行うことにしました。

2 押印見直しに至った背景

令和2年（2020年）7月17日『規制改革実施計画』閣議決定

【規制改革実施計画とは】

規制改革推進会議（内閣総理大臣の諮問機関）がとりまとめた「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したもの。

【令和2年度規制改革実施計画の作成目的】

国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、経済・システムのデジタル化はその流れをさらに加速している。我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、経済成長を阻害する規制・制度の見直し、成長加速型の規制・制度への変革が求められるため。

規制改革実施計画 主な実施事項

「規制改革実施計画」とは、規制改革推進会議（内閣総理大臣の諮問機関）がとりまとめた「規制改革推進に関する答申」（令和2年7月2日）において示された実施事項について、政府として計画的かつ着実に実行するために、担当府省や実施時期を定めた計画として整理したもの。

成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し

○デジタル時代の規制・制度のあり方

規制所管府省は、規制改革推進会議が重点的見直し事項とした規制・制度について、①特定技術の義務付けの見直し、②対面・書面規制の見直し、③業規制の見直し、④柔軟な規制体系への見直し等の基準に沿って、デジタル時代に向けた規制・制度の点検を行う。

【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】
・規制を新設・変更する際に、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか事前評価を行う標準的な手続きを整備する。【令和2年度検討・結論】

○デジタル技術の進展を踏まえた規制の観点検

ドローン、センサーなどの新技術やデータを活用したインフラメンテナンスを推進するため、道路・港湾等4省庁22事業分野につき、点検要領の見直し等を検討し、【令和2年度検討・結論】

○データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

・Maas関連データの連携に関するガイドラインの実効性を担保するため、データフォーマットやAPIの標準化のための検討の場を設ける。【令和2年度措置】

○電波・通信制度改革

・全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。【令和3年度措置】

○放送を巡る規制改革

・放送ユニバーサルサービスの提供義務について、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討。【令和2年度検討開始、早期に結論】
・放送コンテンツをインターネットで円滑に流通させるため、1. 放送のインターネット同時配信等、2. 拡大集中許諾制度等、3. 権利者不明及び協議が整わない場合の裁定制度について、要望を取りまとめたうえで検討、結論を得る。【1, 3は令和3年通常国会での法案成立、2は令和3年中に要否を明らかにする】

○老朽化した区分所有建物等の再生の円滑化

・5分の4以上の要件の緩和などの方策も含めて、建築法決議の在り方について、幅広い関係者を含めた場で検討。【令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置】

未来を支える人材の育成

○イノベーション人材育成の環境整備

・文部科学省が、子供たちの理解度や興味に応じた学年を超えた学びを実施できることをガイドライン等にまとめ、周知。【令和2年度措置】

○ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援

・フリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象に、ワンストップの相談窓口を整備するとともに、労働者性の判断基準を周知。【令和2年度措置】

人口減少社会の進展による人手不足経済への対応

○医療・介護関係職のタスクシフト

・有料老人ホームにおいて看護職員が一定の医療行為を実施できる旨を周知する。介護現場で介護職員が実施できる行為を整理し、周知。【令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

○一般用医薬品（スイッチOTC等）選択肢の拡大

・スイッチOTC化推進のため、厚生労働省に部局横断的な体制を構築するとともに、スイッチOTCの開発目標を設定し、進捗管理を行う。【令和2年度措置】

○若者の農林水産業への参入促進に向けた制度の見直し

・新規就農者のうち農地の確保を支援することが適当な者に対し、優先的に農地を斡旋するなどの措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者を増加させる。【令和2年度措置】

○スマート農林水産業

・安全性ガイドラインを改訂し、自動走行トラクターの遠隔監視による圃場内自動走行や圃場間移動を可能とする。【令和2年度措置】

デジタルガバメントと行政サービスの効率化

○行政手続コスト20%削減と引き続き実施すべき取組

・「2020年3月までに行政手続コスト20%削減」目標は達成（▲25.5%）
・現在も継続中の以下の取組について、可及的速やかに実施。
- 商業登記等【令和3年度中】及び入札契約【令和2年中】について行政手続コスト20%削減。
- 就労証明書等の押印を不要化し、デジタルで完結させる。【令和2年に工程表、令和3年度に措置】

○オンライン利用率の大胆な引き上げと環境整備

・引き続き行政手続コスト削減の取組を進めるため、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、PDCAサイクルを確立した取組を行うとともに、抜本的な業務の見直しや、オンライン化を進める際の共通となる基盤の整備などのデジタル化を進めるための環境整備を行う。
【令和2年度 目標・計画の策定、可及的速やかに必要な措置】
・地方公共団体と事業者等との手続きに關し、オンライン化に必要なプラットフォームを国が統一的に整備することを検討。【令和2年度 検討開始、結論を得られたものから速やかに措置】

書面規制、押印、対面規制の見直し

○行政手続に関するもの

・各府省は、書面・押印・対面を求める行政手続について、新型コロナウイルスへの緊急対応として、必要な措置を講じ、周知。
・恒久的な制度的対応として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、各府省が、年内に、順次必要な検討を行い、法令、告示、通達の改正等を行う。
【可及的速やかに緊急対応措置、制度的対応については令和2年内に措置】

○民間間の商慣行等による手続に関するもの

・押印の廃止を推進するため、内閣府、法務省及び経産省がQ&Aを発出し、押印の効果は限定的であることを示す。【措置済】

・電子署名を利用しやすくなるため、クラウドを利用した電子認証サービスのうち一定のものについては、電子署名に該当することをQ&A等で明らかにし、周知。【令和2年度、できるだけ早期に措置】

・金融機関における口座開業、融資の申し込み等の手続について、金融庁は業界と連携して検討を行う場を設け、書面・押印・対面の不要化や電子化を促進。【令和2年度上期措置】

※ 内閣府HP：規制改革実施計画 主な実施事項（内閣府規制改革推進室作成）

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html

計画では、様々な規制の見直しが定められていますが、押印見直しの目的は、主に2つ挙げられます。

① デジタル時代に対応するための規制見直し

この計画では、デジタル技術やデータを戦略的に利活用し、デジタル時代に円滑かつ迅速に対応する観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しについて重点的に取り組むことが明記されました。

その中でも、これまで行政手続において広く求められてきた「押印」については、将来のオンライン化を前提として、本人確認のための押印については印鑑証明を求める場合など真に必要な場合、文書の真正性担保のための押印については契約書等に限定すべきであり、その場合であっても、電子署名等の他の代替手段によることを認めるべきであるとの見解が示されており、その必要性は非常に限定的に捉えられていることが読み取れます。

書面規制、押印、対面規制の見直し

現状と課題

【現状】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式により、他者との接触の機会を減らすことが求められている中、書面のやり取りや押印等のために出社を余儀なくされるという課題を解決していく必要がある。
- 特に、民間事業者間の手続においては、以下の課題が存在する。

【課題】

○商慣行として定着している押印の廃止・他の方法による代替

- 民間事業者が押印の廃止や他の方法による代替を検討する際には、それによりどのような影響があるか等の懸念が伴う。

○電子署名の活用促進

- 押印に代わる手段として、電子署名の活用も有効であり、現在、様々な形態のクラウドサービスが生まれ利用が広がっているが、それぞれのサービスについて、電子署名法における取扱いが不明確。

○特定分野における規制・制度

- 不動産取引における手続、金融機関における手続、会社法関係の手続について、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しを求める声が多い。

理由	割合 (%)
取引先から送られてくる書類の確認・整備作業	38.3
社内ミーティング	22.8
請求書など取引先関係の書類の郵送業務	22.5
契約書の押印作業	22.2
社内の業務システムがウェブからしかアクセスできない	21.8
取引先の準拠対応	20.6
行先から送られてくる書類の確認・整備作業	18.4
社内の届による書類の申請・承認（押印やサインなど）作業	17.1
社内資料の大部分が紙ベース（随時・印刷）	14.2
行政書類関係の書類の郵送業務	11.7
その他	11.1

(出典) free株式会社「テレワークに関するアンケート調査」により作成
※2020年4月13日、1～300名規模の小規模な事業者1146人を対象に実施。
回答数は316、複数回答。

実施事項

- ・ 商慣行として押印が定着している民間事業者間の商取引等に関して、民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方を示す。【措置済み】
- ・ 電子署名法第2条の「電子署名」の定義において、サービス提供事業者の署名鍵による暗号化等によって文書の成立の真正性等を担保するサービスについては、サービス利用者の電子署名と解釈することをQ&A等で明らかにし、広く周知を図る。【令和2年度、できるだけ早期に措置】
- ・ 民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにする。【令和2年度検討開始、早期に結論】
- ・ 不動産取引に係るITを活用した重要事項説明について、賃貸取引においては本格運用、売買については社会実験を実施しているところ、社会実験における実施報告、アンケート等の参加事業者の責務について、負担軽減を図り、環境整備に努める。【令和2年度上期措置】
- ・ 現在行っている不動産の賃貸取引に係る社会実験を踏まえつつ、不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付等に向けて宅建業法の関連規定について、改正措置を講じる。【直近の法改正の機会を捉えて速やかに法案提出】
- ・ 金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。【令和2年度上期措置】
- ・ 電磁的記録をもって作成された取締役会の議事録への出席取締役等による「署名又は記名押印に代わる措置」について、電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス等も含まれるものとし、その解釈について周知徹底を図る。【措置済み】

※内閣府HP：規制改革実施計画 関連資料集（内閣府規制改革推進室作成）より抜粋

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html

31

②新型コロナウイルス感染防止のための規制見直し

現在、国の最大重要課題のひとつとなっている新型コロナウイルスの感染防止の観点から、デジタル技術を用いたオンライン等の活用を進めるほか、テレワークの障害になっている規制の見直しについても、事業者団体からの要望等を踏まえ、実現できるものから順次措置することとしています。これらはデジタル時代における基本インフラの整備とでもいべき分野であるため、取組を早急に進めるとともに、行政全体における書面主義、押印、対面主義の見直しに向けての取組についても、デジタル化の効果を最大化するための業務の再設定を行うなど、スピード感を持って改革を進めていくことが求められている内容になっています。

新型コロナウイルスへの緊急対応及びデジタルガバメント早期実現に向けた新たな取組

現状と課題

1. 書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し

- コロナ危機によって、対面・書面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性があらわになった
- 窓口の混雑や、給付金や助成金等の支給の遅れが見受けられた
- 押印や書面・対面の行政手続が求められることが、テレワーク等の実施の妨げとなっている

【経済四団体からの緊急要望に対する対応】

- 経済四団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）から、テレワークの障害となる規制・制度等についての緊急要望の提出を受け、「具体的な基準」を示したうえで、各府省に検討を依頼。6月5日に規制改革推進会議のHPIにその回答を公表。
https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html#request
- 結果、具体的要望があった行政手続について、
 - 法令に根拠がない押印を求めないこととする
 - 押印がなくても申請等を受け付ける
 - オンライン手続を簡素化する
 - 電子メールによる書類を受理する
 など、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により概ね一定の緊急対応が行われることとなった。
- 具体的要望があった以外の行政手続についても、同様の緊急対応を実施することが求められる。
- また、緊急対応を行った手続だけでなく、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続について、「具体的な基準」に則り、恒久的な措置として、制度的対応を実施することが求められる。



2. オンライン利用率向上と環境整備

- 行政手続コストを削減する上で、オンライン手続の利用拡大は大きな課題
- 行政手続のオンライン化等はこれまでも行われてきたが、実際のオンライン利用率が低い手続も多い
- オンライン利用率を大胆に引き上げるためには、デジタルを利用する上での環境整備を進めることが不可欠

3. 地方公共団体のデジタル化

- 地方公共団体が受け手となる手続については、国等の手続と比べてもオンライン利用が進んでいない
- 地域をまたいで活動する事業者にとって、申請項目、書式、添付書類に係る取扱い等が地方公共団体ごとにばらばらであることが、大きな負担
- 迅速かつ的確な行政サービス提供の観点からも、地方公共団体がバラバラにシステム開発を行う現状の見直しが必要

実施事項

1. 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的見直し

- 行政手続における書面規制・押印、対面規制について、緊急対応として、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じ、その周知を行う。
- 恒久的な制度的対応として、年内に順次必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正等を行う。
- 会計手続、人事手続その他の内部手続についても、書面・押印・対面の見直しを行う。

【可及的速やかに緊急対応措置。制度的対応については、令和2年措置（令和2年中に措置できないものは、令和3年で以降速やかに措置）】

2. オンライン利用率の大胆な引上げと環境整備

優先度の高い行政手続について、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、課題を明確にした上で、PDCAサイクルを確立した取組を行う。
また、各種手続の実情に応じて、最新のデジタル技術を前提にした業務の見直しや、オンライン化を進める際の共通となる基盤の整備など、デジタルを利用する上での環境整備を進める。

【令和2年度目標・計画の策定。可及的速やかに必要な措置】

3. 地方公共団体のデジタル化

地方公共団体と事業者等との手続に関し、オンライン化に必要なプラットフォームを国が統一的に整備することを検討する。その際、最新のデジタル技術を前提に業務の見直しを行うとともに、申請項目や書式・様式などを標準化する取組を推進する。
【令和2年度検討開始。結論を得られたものから速やかに措置】

※内閣府HP：規制改革実施計画 関連資料集（内閣府規制改革推進室作成）より抜粋

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/p_index.html

当該計画の閣議決定により、各省庁において押印を求めている手続等に関して、押印を不要とするための規定等の整備が進んでいきます。

令和2年（2020年）12月 内閣府から地方公共団体へ『地方公共団体における押印見直しマニュアル』を発出

【目的】

地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示すため。

※規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員が中心となり作成。

※今後も、国・地方の取組やユーザーの声などを踏まえ、内容を充実・更新していく。

【マニュアルより抜粋】

「今般の押印の見直しは、押印をなくすこと自体が目的ではありません。行政手続きにおける国民の負担を軽減し、国民の利便性を図ることが目的です。」

「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の概要



第一章 はじめに

デジタル時代を見据えたデジタルガバナメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に、住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きい。これまで押印見直しに取り組んだことのない地方公共団体に加え、見直しを行った経験のある団体においても、更なる押印の見直しを依頼。

本マニュアルの趣旨

地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考となるよう、地方公共団体において国の取組の考え方や基準に沿って押印の見直しに取り組む際の推進体制、作業手順、判断基準等を示す。
※規制改革・行政改革担当大臣直轄チームの地方公共団体派遣職員が中心となり作成。
※今後も、国・地方の取組やユーザーの声などを踏まえ、内容を充実・更新していく。

本マニュアルのスコープ

国の法令等において規定されている全手続（住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続）
地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている全手続
※今後、書面・対面規制の見直しマニュアルを作成する。

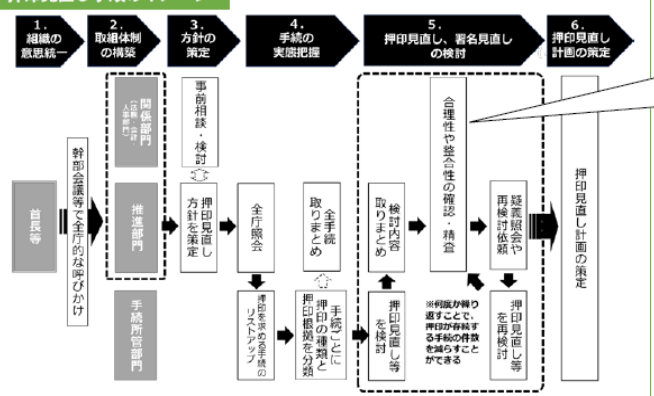
第二章 国の押印見直しに係る取組

行政手続14,992手続のうち、14,909手続(99.4%)が押印廃止の決定、または廃止の方向で検討。内部手続307手続のうち、248手続(80.8%)が押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討。今後、押印見直し対象となったものは、原則として年内に政省令や告示の改正を行い、法改正が必要な事項については、2021年通常国会に一括法を提出することを検討中。

第三章 地方公共団体の押印見直しに係る取組

国の取組の考え方や基準等をベースにし、先行して取り組んだ地方公共団体の経験も取り込みながら、地方公共団体における押印見直し手順等を整理。

押印見直し手順のイメージ



地方公共団体の条例等や慣行により求めている押印の見直しの判断基準

地方公共団体の条例等や慣行により押印を求めている手続

＜押印を求める趣旨の合理性の有無の考え方＞

- 登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、基本的に廃止する。
- 登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めているため印鑑照合を行えない場合には、押印を見直す。
- 制度の趣旨から厳格な確認が必要と考えられる場合には、印鑑証明まで提出を求めることも考えられる。
- 印鑑証明書の提出を求めているものでも、必要以上に求めている場合には、提出を見直すことが考えられる。

趣旨	判断のポイント
本人確認 (文書作成者の真正性確保)	本人確認の手法は多数存在する。
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の確保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

押印の効力

趣旨に対する効力が大きい → 趣旨に対する効力が低定的である（乏しい）

登記印/登録印（照合あり） → 真に必要な場合は印鑑照合を行うことを検討 → 登記印/登録印（照合せず） → 廃印

基準①：押印を求める趣旨の合理性の有無

基準②：押印を求める趣旨の代替手段の有無

主な代替手段

- ①オンライン申請 …… 既存システムの利用、ID・パスワードによる認証 等
- ②メール申請 …… 利用アドレスの登録、インターネットの利用（職員間） 等
- ③窓口・郵送申請 …… 本人確認書類の写しの受領 等（運転免許証・マイナンバーカードの写し等）

押印存続

押印廃止

手続所管部門は関係部門（主に法務部門）と連携し、必要な条例等や様式の改正を行う。迅速かつ効率的な改正のため、条例の一括改正や特例規則の活用などが考えられる。施行日が確定したら、住民へ周知。 ※推進部門は、押印継続となったものについて、手続所管部門との検討・確認プロセスを継続。

※内閣府HPより「地方公共団体における押印見直しマニュアル」の概要

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/i_index.html

このマニュアルでは、国の法令等において規定されている全手続（住民や事業者から提出される申請等に押印を求めている行政手続や会計手続、人事手続等で押印を求めている内部手続）、地方公共団体が条例等や慣行により押印を求めている全手続を範囲としています。

また、押印見直しの検討結果についてもまとめられています。

①行政手続の押印見直し

国民や事業者等が法令に基づき国・地方公共団体等に対して行う行政手続の中で、押印を求めている手続は、全部で 14,992 手続（添付書類で押印を求めるものを含む。）ありましたが、そのうち法令等に根拠のあるものが 8,962 手続（59.8%）、根拠のないものが 6,030 手続（40.2%）ありました。特に、告示・省令に定める様式の中で押印を求める行政手続が 6,350 手続と最も多くなっています。

押印の根拠	全数	廃止済・ 廃止決定	廃止の 方向	存続の 方向	(押印の種類別内訳)		
					印鑑 証明付	登記印/ 登録印	認印可
法令等の根拠あり	8,962	2,202	6,686	74	40	34	0
法律に明文の根拠	1,204	0	1,200	4	1	3	0
政令に明文の根拠	159	38	94	27	27	0	0
告示・省令に明文の根拠	1,249	88	1,136	25	11	14	0
告示・省令の様式	6,350	2,076	4,256	18	1	17	0
法令等の根拠なし	6,030	2,996	3,025	9	1	8	0
合 計	14,992	5,198	9,711	83	41	42	0
		(14,909)					

※「地方公共団体における押印見直しマニュアル」より抜粋

見直しの結果、14,992 手続のうち、14,909 手続（99.4%）については、押印廃止の決定、または廃止の方向で検討することとなりました。なお、認印を求めている行政手続について、押印を存続するものはなく、存続する 83 手続は、いずれも印鑑証明が必要なものや、登記印・登録印となっています。

②内部手続の押印見直し

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日時点で、法令等に基づく共通の内部手続であって押印を求めるものは 307 手続ありましたが、このうち 248 手続（80.8%）

が、押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討することとなりました（令和2年（2020年）11月16日時点）。押印を存続する43手続は、いずれも会計手続です。

法令等に基づく独自の内部手続や法令等に基づかない独自の内部手続も押印見直しが行われ、各省庁では、原則として令和2年中に押印を規定している内部規程を改正することとなりました。

＜参考：法令等に基づくの内部手続の見直し状況（令和2年11月16日時点）＞¹⁵
(手続数)

押印の根拠	全数	廃止済・廃止予定 廃止の方向で検討	押印を存続	取扱精査中 (すべて人事手続)
人事・会計手続	307	248	43	16

※「地方公共団体における押印見直しマニュアル」より抜粋


各手続の押印廃止の決定、押印を廃止する予定又は廃止する方向で検討する手続数を見てみると、国がいかにか大幅な見直しを行っているかがわかります。今回の押印見直しマニュアル発出を受け、地方公共団体で整備が進んでいきました。

**熊本県『熊本県規則で定める様式による書面への押印の特例に関する規則』
(令和3年(2021年)4月1日施行)を公布**

【目的】

県民・事業者からの県への申請等の際に押印を求めている各種の手続きについて見直しを行い、県民・事業者の利便性向上を図るため。

令和3年(2021年)3月31日 水曜 熊本県公報 号外 第19号 1

 熊本県公報	号外 第19号 令和3年(2021年) 3月31日(水) (毎週 火・金発行)
目次	
条 例	
○熊本県税条例等の一部を改正する条例	(税務課) 2
★熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例	(") 8
規 則	
○熊本県規則で定める様式による書面への押印の特例に関する規則	(人事課) 8
○熊本県税災害減免条例施行規則の一部を改正する規則	(税務課) 8
○熊本県食品衛生法施行細則等の一部を改正する等の規則	(健康危機管理課) 12
○熊本県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	(障がい者支援課) 16
○熊本県保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則	(医療政策課) 19
○熊本都市計画事業益城中央被災市街地復興土地区画整理審議会委員選挙事務取扱規則の一部を改正する規則	(都市計画課) 27
訓 令	
★熊本県訓令で定める様式による書面への押印の特例に関する訓令	(人事課) 29
告 示	
★熊本県告示で定める様式による書面への押印の特例に関する規程	(人事課) 29

規 則

熊本県規則で定める様式による書面への押印の特例に関する規則をここに公布する。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県規則で定める様式による書面への押印の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に定められている規則（以下「既存規則」という。）に規定する様式による書面への押印の特例に関し、必要な事項を定める。

(押印の特例)

第2条 既存規則に規定する様式のうち、知事が定めるもの（押印することを要するものとして知事が定める部分を除く。）については、当該既存規則の規定にかかわらず、当該様式による書面に押印することを要しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

※令和3年（2021年）3月31日熊本県公報（号外第19号）より抜粋

この規則では、既存の規則に規定する様式のうち、一部の様式については、既存の規則の規定にかかわらず、当該様式による書面に押印することを要しないこととしています。また、当時の県公報には、規則と併せて訓令・告示も掲載されています。（以下参照）

これにより、本県各課での押印見直しに係る整備が行われることになりました。

(訓令及び告示内容)

訓 令

熊本県訓令第16号

本庁各部（公室・局）課（グループ）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県訓令で定める様式による書面への押印の特例に関する訓令を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県訓令で定める様式による書面への押印の特例に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、この訓令の施行の際現に定められている訓令（以下「既存訓令」という。）に規定する様式による書面への押印の特例に関し、必要な事項を定める。

(押印の特例)

第2条 既存訓令に規定する様式のうち、知事が定めるもの（押印することを要するものとして知事が定める部分を除く。）については、当該既存訓令の規定にかかわらず、当該様式による書面に押印することを要しない。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

熊本県告示第312号の3

熊本県告示で定める様式による書面への押印の特例に関する規程を次のように定める。
令和3年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示で定める様式による書面への押印の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、この規程の施行の際現に定められている告示（以下「既存告示」という。）に規定する様式による書面への押印の特例に関し、必要な事項を定める。

(押印の特例)

第2条 既存告示に規定する様式のうち、知事が定めるもの（押印することを要するものとして知事が定める部分を除く。）については、当該既存告示の規定にかかわらず、当該様式による書面に押印することを要しない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

※令和3年（2021年）3月31日熊本県公報（号外第19号）より抜粋

3 各課通知まとめ

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
1	人事課	人第 560 号 R3. 3. 31	「熊本県特別職非常勤職員任用等取扱要綱」の一部改正について（通知）	・通勤届及び通勤費用決定簿	通勤届及び通勤費用決定簿中「印」を削る。
2	人事課	人第 561 号 R3. 3. 31	「退職手当の請求手続きについて」の一部改正について（通知）	・別記第 1 号様式「退職手当報告書（1）」 ・別記第 2 号様式「退職手当報告書（2）」 ・別記第 4 号様式「退職手当を受けようとする者の生計関係申立書」	様式中「記名押印」を「記名に改める」、「印」を削る、「記名押印」を「自署または記名押印」に改める。
3	人事課	人第 562 号 R3. 3. 31	「特別急行列車等利用に係る通勤手当の認定について」の一部改正について（通知）	・様式 1 「特別急行列車利用に係る通勤手当調書」 ・様式 2 「高速自動車国道等利用に係る通勤手当調書」	様式 1 及び様式 2 中「印」を削る。
4	人事課	人第 563 号 R3. 3. 31	「熊本県職員等の外国旅行の旅費等に関する取扱要領」の一部改正について（通知）	・別記様式	様式中「(旅行者) 職・氏名、印」を「(旅行者) 職・氏名」に改める。
5	人事課	人第 564 号 R3. 3. 31	「旅行諸費加算の運用方針について」の一部改正について（通知）	・別記様式「旅行諸費加算調書」	様式中「印」を削る。
6	人事課	人第 565 号 R3. 3. 31	「旅行命令手続等について」の一部改正について（通知）	・旅行完了報告書	別紙中「印」を削る。

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
7	学校人事課	事務連絡 R3. 3. 30	押印を求める手続の見直しのための関係 要項等の一部の改正について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第 1 号「職場復帰訓練実施願」 ・ 様式第 2 号「診断書」 ・ 様式第 3 号「意見書」 ・ 様式第 4 号「職場復帰訓練実施願の提出について （副申）」 ・ 様式第 5 号「職場復帰訓練実施願結果通知書」 ・ 様式第 6 号「職場復帰訓練実施計画書」 ・ 様式第 7 号「職場復帰訓練日誌」 ・ 様式第 8 号「職場復帰訓練に係る変更届」 ・ 様式第 9 号「職場復帰訓練に係る中止届」 ・ 様式第 10 号「職場復帰訓練実施報告書」 	教職員等職場復帰訓練要項 等に定める様式内の認印等 の廃止
8	学校人事課	教人第 1810 号 R3. 3. 31	学校人事課所管要項・要領等の押印等見直 しに伴う改正について（通知）	★別紙一覧参照	
9	学校人事課	教人第 1860 号 R4. 3. 11	人事委員会規則等の制定について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別記第 1 号様式「勤務実績報告書」 ・ 別記第 1 号様式の 2 「勤務実績報告書（60 時間 超）」 ・ 別紙様式第 1 「処分説明書」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県職員等の給与簿取 扱規程の一部改正 ・ 「期末手当及び勤勉手当 の支給について」の一部改 正
10	教育政策課	教政第 205 号 R3. 5. 13	熊本県教育委員会の公文書における公印 の押印について	★別紙一覧参照	

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
11	高校教育課	事務連絡 R3.3.18	押印を求める手続きのための関係規則の一部を改正する規則について	・第3号様式「宣誓書」	熊本県立高等学校学則第14条における様式の押印不要
12	高校教育課	教高第1575号 R3.3.25	熊本県奨学のための給付金交付要領の改正等について（通知）	・別記第1号様式「熊本県奨学のための給付金交付申請書」 ・別記第4号様式「委任状」 ・別記第6号様式「扶養誓約書」	申請書等の押印廃止
13	施設課	教施第522号 R3.3.31	教育委員会の行政手続等における押印見直し等に係る教育財産使用許可事務処理要領の改正について	・別記様式1「熊本県立学校管理規則第25条ただし書きに該当する使用許可について（協議）」 ・別記様式2「熊本県立学校管理規則第25条但し書きに該当する使用許可について」 ・別記様式3-1「教育財産使用許可・変更申請書」 ・別記様式3-2「使用許可申請誓約書」 ・様式4 ※教育財産使用に対する許可通知 ・様式5 ※教育財産使用許可の変更通知	・教育財産使用許可事務処理要領の改正 ・要領改正に伴う電柱類及び埋設物の期間及び様式の一部見直し
14	施設課	事務連絡 R4.4.8	消防法令に基づく各届出様式の押印の廃止について（通知）	★別紙一覧参照	各様式における届出者などの押印不要
15	学校安全・ 安心推進課	事務連絡 R4.3.9	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に係る災害共済給付金の受領方法の申出書について	・災害共済給付金の受領方法の申出書	・保護者記名欄の押印不要 ・所属欄の住所欄削除及び押印不要

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
16	管理調達課	管調 364 号 R3. 3. 30	物品管理事務の手続きに係る書類への押印等の見直しについて（通知）	★別紙一覧参照	
17	管理調達課	管調 365 号 R3. 3. 30	熊本県物品取扱規則の運用について（通達）の一部改正について（通達）		<ul style="list-style-type: none"> ・郵便切手類出納簿を準用した受払補助簿に出納員が日常の払出しの整理状況を確認する際の押印の廃止（第14条（消耗品等の払出し）関係） ・関係帳簿への登記を省略した場合の納品書等への物品管理事務担当者の押印の廃止（第27条（帳簿に登記を要しない物品）関係）
18	管理調達課	管調 369 号 R3. 3. 31	入札関係様式（業務委託）の一部改正について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・競争入札参加資格確認申請書 ・競争入札参加資格確認結果通知書 ・（紙入札）入札書 ・（紙入札）再入札書 ・（紙入札）委任状 ・契約保証金免除申請書 ・履行証明願（書） ・入札金額錯誤届 	押印見直しに伴う各種様式の一部改正

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
19	管理調達課	管調 370 号 R3. 3. 31	物品調達及び業務委託等に係る一般競争入札事務処理要領の一部改正について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・別記第 1 号様式「競争入札参加資格確認申請書」 ・別記第 2 号様式「競争入札参加資格確認結果通知書」 ・別記第 3 号様式「一般競争入札実施概要書」 	別記第 1 号様式「印」を削る
20	管理調達課	管調 371 号 R3. 3. 31	熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の一部改正について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第 1 号「熊本県電子入札システム利用届」 ・様式第 2 号「熊本県電子入札システム IC カード登録状況報告書」 ・様式第 3 号「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」 ・様式第 4 号「熊本県電子入札システムパスワード等再設定申請書」 	様式第 1 号～4 号「印」を削る
21	会計課	会第 614 号 R3. 3. 8	会計手続に係る書類への押印等の見直しについて（通知）	★別紙一覧参照	
22	会計課	会第 651 号 R3. 3. 18	総合財務会計システムにおける「あて名及び代金の受領方法の申出書」の取扱いについて	・あて名及び代金の受領法の申出書	申出者の押印は不要

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
23	会計課	会第 675 号 R3. 3. 26	熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令の一部改正について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・別記第 1 号様式「引継書」 ・別記第 2 号様式「事務引継報告書」 ・別記第 10 号様式「証券支払拒絶通知書」 ・別記第 15 号様式「委託徴収（収納）計算書」 ・別記第 21 号様式「資金前渡精算書」 ・別記第 29 号様式「送金通知書債発行願」 ・別記第 30 号様式「支出委託金精算書」 ・別記第 32 号様式「小切手用紙整理簿」 ・別記第 33 号様式その 1「検査調書」 ・別記第 33 号様式その 2「検査調書」 ・別記第 34 号様式「保管有価証券納付書」 ・別記第 35 号様式「有価証券保管証書」 ・別記第 36 号様式「保管有価証券還付請求書」 	別記第 1 号・2 号・10 号・15 号・21 号・29 号・30 号・32 号・33 号その 1 其の 2・34 号・35 号・36 号の「印」を削るまたは自署する場合は押印省略へ変更
24	会計課	会第 676 号 R3. 3. 26	熊本県会計規則の運用について（通達）の一部改正について（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第 1 号「精算報告書」 ・様式第 2 号「預り書」 ・様式第 3 号「収入支出計算書」 ・様式第 4 号「配置場所毎整理表」 ・様式第 5 号その 1「現金／歳入歳出外現金出納計算書」 	

番号	主管課	通知番号 通知日	件名	関係様式	概要
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 様式第5号その2「備品出納計算書」 ・ 様式第6号その1「保管有価証券現在高調書」 ・ 様式第6号その2「物品現在高調書」 	
25	会計課	会第681号 R3.3.26	不適正経理再発防止策の検証後の物品調達等における適正な経理処理(検査員の押印)の一部改正について(通知)		物品調達等に係る検査調書並びに検査証明への検査員の押印省略可能へ変更
26	会計課	会第688号 R3.3.29	会計手続に係る書類への押印等の見直しに伴う関係規則等の一部改正について(通知)	★別紙一覧参照	R3.3.8付け会第614号の一部変更
27	会計課		出納局だより		「会計手続に係る書類への押印等の取扱い見直し」についての内容掲載あり

別紙一覧

(別紙) 教人第 1810 号より
学校人事課 押印等見直し 一覧

R3.4.1から適用

規程規定等	規程名	様式	様式名	様式見直し	備考	担当班	
1	規則	教育職員免許状に関する規則	別記1. 2. 3. 4. 17. 18号様式	印の削除	他注意事項等の改正 県公報登載	免許	
2	規程	公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程	別記第3号様式	記章再交付申請書	印の削除	県公報登載 中小	
3	規程	熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程	別記様式第1号	被服類貸与申請書	印の削除	県公報登載	県立
			別記様式第2号	被服類借用書	印の削除	県公報登載	県立
			別記様式第3号	被服類毀損(防失)届	印の削除	県公報登載	県立
			別記様式第4号	被服類返還書	印の削除	県公報登載	県立
			別記様式第5号	被服類貸与台帳	印一年月日に改正	県公報登載	県立
4	要項・要領	勤務時間、休暇等について	別記様式第1号の1	年次有給休暇時季請求書	印の削除		県立・中小
			別記様式第1号の2	(病気・特別)休暇願	印の削除		県立・中小
			別記様式第1号の3	ボランティア活動計画書	印の削除		県立・中小
			別記様式第1号の4	活動結果報告書	印の削除		県立・中小
			別記様式第3号	特別休暇(育児時間)請求書	印の削除		県立・中小
			別記様式第8号の1	介護休暇承認請求書	印の削除		県立・中小
5	要項・要領	育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について	別紙1	深夜勤務・時間外勤務制限請求書	印の削除		県立・中小
			別紙2	育児又は介護の状況届出	印の削除		県立・中小
6	要項・要領	熊本県教育委員会青年海外協力隊員派遣要綱の制定について	別紙様式1	応募申出書	印の削除		県立・中小
			別紙様式5	第1次試験結果報告書	印の削除		県立・中小
			別紙様式6	選考結果報告書	印の削除		県立・中小
			別紙様式7	帰国報告書	印の削除		県立・中小
7	要項・要領	教職員の育児休業制度の取扱いについて	別記第1号様式	育児休業承認申請書	印の削除		県立・中小
			別記第2号様式	部分休業承認請求書	印の削除		県立・中小
			別記第3号様式	育児短時間勤務承認申請書	印の削除		県立・中小
			別記第5号様式	養育状況変更届	印の削除		県立・中小
			別記第6号様式	育児休業等計画書	印の削除		県立・中小
8	要項・要領	人事評価制度における苦情相談・苦情処理に関する実施要領	第1号様式	苦情申立書	印の削除	県立・中小	
9	要項・要領	熊本県立学校管理規則制定について	15号様式	長期研修承認願	印の削除	県立	
			16号様式	〇〇〇休暇願	印の削除	県立	
			17号様式	赴任延期承認願	印の削除	県立	
10	要項・要領	職員の旧姓使用について	別記第1号様式	旧姓使用承認申請書	印の削除	県立・中小	
			別記第4号様式	旧姓使用中止届	印の削除	県立・中小	
11	要項・要領	退職勧奨実施要領	別紙様式1	退職申出書	印の削除	県立・中小	
			別紙様式2	退職願(勧奨)	印の削除	県立・中小	
12	要項・要領	熊本県公立学校管理職員等の希望降任制度実施要綱	第1号様式	希望降任申出書	印の削除	県立・中小	
13	要項・要領	県立学校職員の交通事故等に係る事務処理要領	別記第4号様式	交通事故願末書	印の削除	県立	
			別記第3号様式	交通違反願末書	印の削除	県立	
14	要項・要領	熊本県公立学校再任用職員募集要項	別記様式1-1	熊本県公立学校再任用職員選考審査申込書	印の削除	県立・中小	
			別記様式1-2	再任用職員希望状況確認書	印の削除	県立・中小	
15	要項・要領	熊本県立学校退職職員の再就職状況の公表に関する取扱要領	様式3	再就職の届出書	印の削除	県立	
16	要項・要領	熊本県教職員等職場復帰訓練実施要綱	様式第1号	職場復帰訓練実施願	印の削除		免許
			様式第3号	意見書	印の削除		免許
			様式第4号	職場復帰訓練実施願の提出について	印の削除		免許
			様式第6号	職場復帰訓練実施計画書	印の削除		免許
			第8号	職場復帰訓練に係る変更届	印の削除		免許
			第9号	職場復帰訓練に係る中止届	印の削除		免許
17	要項・要領	教員免許更新等事務処理要項	様式第1号	有効期間更新申請書(免許状更新講習の修了によるもの)	印の削除		免許
			様式第2号	有効期間更新申請書(免許状更新講習受講免除によるもの)	氏名欄印の削除	証明者印は必要	免許
			様式第3号	有効期間延長申請書	氏名欄印の削除	証明者印は必要	免許
			様式第4号	更新講習修了確認申請書	印の削除		免許
			様式第5号	教育職員免許法及び教育公務員特別法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第3項第3号の確認申請書	印の削除		免許

学校人事課 押印等見直し 一覧

R3.4.1から適用

根拠規定等	規程名	様式	様式名	様式見直し	備考	担当班
		様式第6号	修了確認期限延期申請書	氏名欄印の削除	証明者印は必要	免許
		様式第7号	免許状更新講習免除申請書	氏名欄印の削除	証明者印は必要	免許
18	要項・要領	交通用具使用に係る通勤手当の認定手続き等について(通知)(H22.3.31教人第1677号)	通勤距離計測結果報告書	印の削除		給与
19	要項・要領	特別急行列車等利用に係る通勤手当の事後確認について(通知)(H21.2.23教人第1402号)	新幹線鉄道等利用状況報告書	印の削除		給与
20	マニュアル・根拠規定なし(償習)		自己都合退職願	印の削除		県立・小中
21	マニュアル・根拠規定なし(償習)		異動に伴う退職願	印の削除	特約員が、専任員～学校別等での異動に伴う退職願	県立・小中
22	マニュアル・根拠規定なし(償習)		公益的法人等への派遣に係る同意書(文科省、熊大等含む)	印の削除		県立・小中
23	マニュアル・根拠規定なし(償習)		休職・復職願	印の削除		県立・小中
24	マニュアル・根拠規定なし(償習)		再任用職員の辞退届	印の削除		県立・小中
25	マニュアル・根拠規定なし(償習)		障がい者雇用の同意書	印の削除		県立・小中
26	マニュアル・根拠規定なし(償習)		在職履歴証明の依頼書	印の削除		県立・小中
27	マニュアル・根拠規定なし(償習)		熊本県市町村立・県立学校臨時的任用教員等申込書	印の削除	署名必要	県立・小中
28	マニュアル・根拠規定なし(償習)		臨時的任用職員の勤務条件確認書	印の削除		県立・小中
29	マニュアル・根拠規定なし(償習)		本務外事務従事許可申請書	印の削除		県立・小中
30	マニュアル・根拠規定なし(償習)		課外授業及び模擬試験に係る兼業許可申請	印の削除		県立・小中
31	マニュアル・根拠規定なし(償習)	各種証明書(在学・成績証明等)	委任状	印の削除		総務
32	マニュアル・根拠規定なし(償習)	授業料減免特例申請の手引き	授業料の減免申請	申請書、申立書	印の削除	総務
33	マニュアル・根拠規定なし(償習)		扶養手当不支給に係る証明願	印の削除		給与
34	マニュアル・根拠規定なし(償習)		無職無収入申立書	印の削除		給与
35	マニュアル・根拠規定なし(償習)		主として扶養している旨の申立書	印の削除		給与
36	マニュアル・根拠規定なし(償習)		別居状態の者に係る扶養現況申立書	印の削除		給与
37	マニュアル・根拠規定なし(償習)		雇用保険未加入に係る証明願	印の削除		給与
38	マニュアル・根拠規定なし(償習)		主たる扶養者でなくなった旨の申立書	印の削除		給与
39	マニュアル・根拠規定なし(償習)	住居手当の届出に必要な添付書類について(事務連絡)H27.3.13	申立書(住民票上の住所と居住地が異なる場合)	印の削除		給与
40	マニュアル・根拠規定なし(償習)		実費支払証明書(小・中学校)	印の削除		支援
41	マニュアル・根拠規定なし(償習)		扶養親族証明書(小・中学校)	印の削除	公印廃止	支援
42	マニュアル・根拠規定なし(償習)		申立書(小・中学校)※赴任旅費関係	印の削除	公印も廃止	支援
43	マニュアル・根拠規定なし(償習)		修学旅行等引率旅費の増額調整に係る協議書(小・中学校)	印の削除	公印廃止	支援
44	マニュアル・根拠規定なし(償習)		旅費チェックリスト(小・中学校)	印の削除		支援
45	マニュアル・根拠規定なし(償習)		市町村民税・県民税特別徴収依頼届出書(小・中学校)	印の削除		支援
46	マニュアル・根拠規定なし(償習)		9月分市町村民税・県民税の徴収方法についての申出書(小・中学校)	印の削除		支援
47	マニュアル・根拠規定なし(償習)		退職に伴う市町村民税・県民税の徴収方法についての申出書(小・中学校)	印の削除		支援

(別紙) 教政第 205 号より
公文書の種類と公印省略の範囲について

		定義 (熊本県教育委員会行政文書管理規程・行政文書の手引より)	今後の 公印省略範囲 ○:できる ×:できない
令達文 (規程第12条第3号)	達	特定の個人、法人又は団体に対して権限に基づいて命令、禁止、取消し等の処分をするもの	国・地方公共団体等は○
	指令	特定の個人、法人又は団体の申請、願い出等に対して許可、認可、承認等をするもの	国・地方公共団体等は○
通達文 (規程第12条第4号)	通達	所属の機関又は職員に対して事務処理上の方針、細目等を指示するもの	○
	依命通達	教育長が自己の名をもって所属の機関又は職員に対して通達すべき事項をその補助機関が教育長の命を受けて当該補助機関名をもって行うもの	○
往復文 (規程第12条第5号)	照会	行政機関相互の間や行政機関が住民に対して、ある事項について問い合わせるもの	○
	回答	照会等相手方からの問合せに対して応答するもの	○
	請求	行政機関相互や行政機関が住民に対して、一定の権利又は権限に基づき、作為又は不作為を求めるもの	国・地方公共団体等は○
	督促	請求した行為、請求的な照会で求めた行為又は法令等により義務付けられた行為が行われていない場合に、それを促すもの	国・地方公共団体等は○
	諮問	行政庁が、審議会、協議会、調査会等といった地方自治法138条の4第3項の附属機関に対し、法令上定められた事項について、意見を求めるもの	○
	答申	諮問に対し、諮問を受けた機関が、その諮問事項について調査審議して意見を述べるもの	○
	報告	ある事実について、その経過を特定の個人又は機関に知らせるもの	国・地方公共団体等は○
	協議	法令、契約等の規定に基づき、一定の事項を打ち合わせるもの	○
	申請	行政機関に対し、許可、認可、承認、補助金の交付その他の一定の行為を求めるもの	国・地方公共団体等は○
	建議	諮問機関等がその属する行政機関又はその他の関係機関に対し、その調査審議した事項に関して、将来の行為について意見や要望を申し出るもの	○
	進達	住民又は他機関からの申請、願い出等を、經由行政機関が意見等を添えずに単に当該申請等に係る権限を持つ行政機関に取り次ぐもの	○
	副申	申請、願い出等を進達する場合に、經由行政機関が参考意見を添えるもの	○
	具申	行政機関に対し、相当の理由がある場合に、意見又は願望を申し出るもの	○
	内申	人事上の発令その他機密上の処置を申し出るもの	○
	勧告	行政機関が権限に基づき、特定の事項について、住民又は指揮命令権の及ばない機関に対し、ある処置を勧め、又は促すもの	○
	通知	ある一定の事実、処分又は意思を特定の相手方に知らせるもの(他の往復文も、多かれ少なかれ通知的要素を含むが、ここでいう通知とは、通知行為そのものが主体となっているもの)	国・地方公共団体等は○
	送付	物品、書類等を送達するもの	○
	依頼	行政機関が一定の権限に基づいて行うものでなく、私的関係において住民や行政機関に対して、専らその好意に期待して、一定の行為を求めるもの	○
その他の公文 (規程第12条第7号)	証明文	特定の個人若しくは法人からの申請又は法令の規定に基づいて、特定の事実又は法律関係その他の存否を認識する旨の表示をするために作成するもの	×
	契約文	契約をする者が、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合に、契約による当事者の権利義務の内容を明確にするとともに証拠にするため取り交わす契約書、協定書、覚書等	×
	表彰文	賞状、表彰状、感謝状	×
	儀式文	式典等に際して、主催者、来賓等が、式典の意義やそれに際しての自己の感想又は祝いの言葉等を述べる場合に用いるもの	○

※国、地方公共団体等…国、地方公共団体、熊本県の機関及び職員、独立行政法人、地方独立行政法人、熊本県情報公開条例第33条第1項に規定する「出資団体等」

(別紙) 施設課・事務連絡より

消防法施行規則の一部を改正する省令等について

令和 2 年 12 月
消 防 庁 予 防 課

(1) 消防法令に定める様式の押印削除に関する事項 (別記様式関係)

【概要】

下記の省令及び告示に規定する各様式における届出者等の押印を不要とし、各様式中の㊟マークを削除するもの。

消防法施行規則 (昭和 36 年自治省令第 6 号)	別記様式第 1 号の 2	消防計画作成 (変更) 届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2	防火・防災管理者選任 (解任) 届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2	全体についての消防計画作成 (変更) 届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 2	統括防火・防災管理者選任 (解任) 届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 2 の 3	防火対象物点検報告特例認定申請書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3	管理権原者変更届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 3 の 3	自衛消防組織設置 (変更) 届出書
	別記様式第 1 号の 2 の 2 の 4	防災表示者登録申請書
	別記様式第 1 号の 2 の 3	消防用設備等 (特殊消防用設備等) 設置届出書
	別記様式第 1 号の 7	工事整備対象設備等着工届出書
	別記様式第 1 号の 8	特殊消防用設備等性能評価申請書
	別記様式第 1 号の 9	特殊消防用設備等性能評価変更申請書
	別記様式第 1 号の 10	特殊消防用設備等大臣認定申請書
	別記様式第 1 号の 11	特殊消防用設備等変更承認申請書
	別記様式第 1 号の 12	データ審査方式申請書
	別記様式第 2 号、第 3 号	型式試験申請書
	別記様式第 4 号、第 5 号	型式承認申請書
	別記様式第 6 号	氏名 (名称、代表者の氏名、住所) 変更届出書
	別記様式第 7 号	型式適合検定申請書
	別記様式第 8 号	輸出品承認申請書
別記様式第 9 号	自主表示対象機械器具等表示届出書	
別記様式第 10 号	届出事項変更届出書	
別記様式第 11 号	製造 (輸入) 事業廃止届出書	
別記様式第 12 号	輸出品承認申請書	
別記様式第 14 号	防災管理点検報告特例認定申請書	
別記様式第 15 号	管理権原者変更届出書	
平成 14 年消防庁告示第 8 号	別記様式第 1	防火対象物点検結果報告書
平成 16 年消防庁告示第 9 号	別記様式第 1	消防用設備等 (特殊消防用設備等) 点検結果報告書
平成 20 年消防庁告示第 19 号	別記様式第 1	防災管理点検結果報告書

【背景】

規制改革実施計画 (令和 2 年 7 月 17 日閣議決定) では、新型コロナウイルス感染症防止等の観点から、「押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。」とされている。

これを受け、消防法令において押印を求めている様式について、その押印の必要性を検討し、届出者等の押印を全て廃止することとした。

【施行日】

これらの省令・告示は、公布の日から施行する。

(別紙) 管調第 364 号より

(別紙)

物品管理事務の手続きに係る書類への押印等の取扱いについて

- 1 次に掲げる県内部で作成する書類については、原則押印を廃止とする。
 - (1) 熊本県物品取扱規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令に定める「印」の箇所（詳細は別添新旧対照表のとおり）
 - ・別記第 1 号様式（取得物品引継書）
 - ・別記第 2 号様式（物品の寄附による取得申請書）
 - ・別記第 2 号の 2 様式（物品の寄附による取得調書）
 - ・別記第 3 号様式（取得物品調書）
 - ・別記第 4 号様式（物品出納通知書）
 - ・別記第 5 号様式（使用備品整理簿）
 - ・別記第 8 号様式（物品き損・亡失届書）
 - ・別記第 9 号様式その 2（郵便切手類）需要伝票）
 - ・別記第 11 号様式その 1（貸付承認申請書）
 - ・別記第 11 号様式その 2（無償・減額貸付承認申請書）
 - ・別記第 12 号様式（譲与・減額譲渡承認申請書）
 - ・別記第 14 号様式（物品分類換調書）
 - ・別記第 15 号様式その 2（物品不用決定書）
 - ・別記第 16 号様式その 1（控え、申請用）（物品不用決定承認申請書）
 - ・別記第 16 号様式その 2（承認用）（物品不用決定承認申請書）
 - ・別記第 17 号様式（不用物品処分調書）
 - (2) 物品管理事務の手引きに示す「物品出納簿登記済」等の物品管理事務担当者の印
（例）備品の取得時や備品の処分時に作成する備品異動申請書等
- 2 検査員又は検収者の記載する書類については、自署又は記名押印とする。
 - ・別記第 1 号様式（取得物品引継書）（引継書）
 - ・別記第 2 号様式（物品の寄附による取得申請書）
 - ・別記第 2 号の 2 様式（物品の寄附による取得調書）
- 3 その他の書類等は、所要の手引き等の整備が済み次第、別途通知します。

【参考】物品管理事務の手続きに係る書類への押印等の取扱一覧（令和3年4月1日から作成する書類等に適用）

No.	書類等の名称	作成者等	現行	押印の根拠	見直し後 R3.4.1～	備考
1	取得物品引継書（受領書）	県（資金前渡職員） 県（物品管理者）	記名押印	訓令（別記第1号様式）	押印廃止	
2	取得物品引継書（引継書）	県（検査員）	記名押印	訓令（別記第1号様式）	署名又は記名押印	成立経緯を裏付ける書類がなく真正性の担保が困難で、虚偽の作成等があった場合に回復困難な権利侵害が生じ得る
2	寄附による取得申請書	県（物品管理者） 県（承認者（知事等））	記名押印	訓令（別記第2号様式）	押印廃止	
	寄附による取得申請書	県（検査者）	記名押印	訓令（別記第2号様式）	署名又は記名押印	成立経緯を裏付ける書類がなく真正性の担保が困難で、虚偽の作成等があった場合に回復困難な権利侵害が生じ得る
3	寄附による取得調書	県（物品管理者）	記名押印	訓令（別記第2号の2様式）	押印廃止	
	寄附による取得調書	県（検査者）	記名押印	訓令（別記第2号の2様式）	署名又は記名押印	成立経緯を裏付ける書類がなく真正性の担保が困難で、虚偽の作成等があった場合に回復困難な権利侵害が生じ得る
4	取得物品調書	県（物品管理者）	記名押印	訓令（別記第3号様式）	押印廃止	
5	物品出納通知書	県（物品管理者）	記名押印	訓令（別記第4号様式）	押印廃止	
6	使用備品整理簿	県（使用責任者）	付記押印	訓令（別記第5号様式） H21.0529管調第66号	押印廃止	
7	物品き損・亡失届書	県（使用責任者）	記名押印	訓令（別記第8号様式）	押印廃止	
8	郵便切手類需要伝票	県（郵便切手類交付担当者）	付記押印	訓令（別記第9号様式その2）	押印廃止	
9	貸付承認申請書	県（物品管理者） 県（承認者（知事等））	記名押印	訓令（別記第11号様式）	押印廃止	
10	譲与・減額譲渡承認申請書	県（物品管理者） 県（承認者（知事等））	記名押印	訓令（別記第12号様式）	押印廃止	
11	物品分類替換調書	県（物品管理者）	記名押印	訓令（別記第14号様式）	押印廃止	

No.	書類等の名称	区分	作成者等	現行	見直し後 R3(2021).4.1~	備考
1	見積書	外部→県	県以外	記名押印	押印廃止	押印を省略するときは責任者と担当者の氏名・連絡先、提出媒体を記載させること。
2	契約書	県・外部	県(知事等)・県以外	記名押印	記名押印	※現行どおり
3	請書	外部→県	県以外	記名押印	押印廃止	押印を省略するときは責任者と担当者の氏名・連絡先、提出媒体を記載させること。
4	納品又役務の完了を確認する書類	外部→県	県以外	記名押印	押印廃止	押印を省略するときは責任者と担当者の氏名・連絡先、提出媒体を記載させること。ただし、物品購入に係る納品書の提出方法は紙に限るものとし、提出媒体の記載は不要とする。
5	請求書	外部→県	県以外	記名押印	押印廃止	押印を省略するときは責任者と担当者の氏名・連絡先、提出媒体を記載させること。
6	口座振込申出書	外部→県	県以外	記名押印	押印廃止	押印を省略するときは責任者と担当者の氏名・連絡先、提出媒体を記載させること。
7	外部講師の依頼等に対する承諾書	外部→県	県以外	記名押印	押印廃止	押印を省略するときは責任者と担当者の氏名・連絡先、提出媒体を記載させること。
8	予定価格調書	県内部	県(決裁権者)	記名押印	自署又は記名押印	
9	電子入札システムから出力した開札の結果を示す書類	県内部	県(入札執行責任者等)	記名押印	押印廃止	
10	議決証明(繰越明許費)	県内部	県(予算担当役付職員)	付記押印	押印廃止	R3.1.29付け会第533号で通知済み
11	議決証明(債務負担行為)	県内部	県(予算担当役付職員)	付記押印	押印廃止	R3.1.29付け会第533号で通知済み
12	仕訳書	県内部	県(事務担当者)	記名押印	押印廃止	
13	本書のとおり相違ない旨の証明	県内部	県(会計担当課長補佐等)	記名押印	押印廃止	
14	各種照会済	県内部	県(事務担当者)	付記押印	付記及び押印廃止	
15	支払の受領に関する委任状(作成者が法人の場合)	外部→県	県以外	記名押印	記名押印	※現行どおり
16	支払の受領に関する委任状(作成者が法人以外の場合)	外部→県	県以外	記名押印	自署又は記名押印	
17	支払証明書	県内部	県(事務担当者等)	記名押印	自署又は記名押印	

【参考1】会計手続に係る書類への押印等の取扱一覧(令和3年4月1日から作成する書類等に適用)

R3(2021).3.8現在

【参考2】所要の規定の整備が済み次第、別途通知する予定の書類等（※表中の見直し案は現時点での検討状況である。）

No.	書類等の名称	区分	作成者等	現行	押印の根拠	見直し案
1	検査を完了した旨の記載（物品購入契約に限る。）	県内部	県（検査員）	自署及び押印	規136② 231212会806号	自署
2	検査を完了した旨の記載（物品購入契約を除く。）	県内部	県（検査員）	記名押印	規136③	自署又は記名押印
3	原本と相違ない旨の証明	県内部	県（所属長）	記名押印	規133	廃止
4	引継書	県内部	県（出納員）	記名押印	訓令第1号様式	押印廃止
5	事務引継報告書	県内部	県（出納員）	記名押印	訓令第2号様式	押印廃止
6	証券支払拒絶通知書	県内部	県（会計管理者等）	記名押印	訓令第10号様式	押印廃止
7	委託徴収（収納）計算書	外部→県	県以外（事務受託者）	記名押印	訓令第15号様式	押印廃止
8	資金前渡精算書（精算者欄）	県内部	県（資金前渡職員）	記名押印	訓令第21号様式	押印廃止
9	送金通知書再発行願（申請者欄）	外部→県	県以外（債権者）	記名押印		押印廃止
10	送金通知書再発行願（証明欄）	外部→県	県以外（指定金融機関）	記名押印	訓令第29号様式	記名押印
11	支出委託金精算書	外部→県	県以外（徴収等事務受託者）	記名押印	訓令第30号様式	押印廃止
12	小切手用紙整理簿	県内部	県（委任出納員）	押印	訓令第32号様式	押印廃止
13	検査調書（物品購入契約に限る。）	県内部	県（検査員）	自署及び押印	訓令第33号様式 231212会806号	自署
14	検査調書（物品購入契約を除く。）	県内部	県（検査員）	記名押印	訓令第33号様式	自署又は記名押印
15	保管有価証券納付書	外部→県	県以外（入札者）	記名押印	訓令第34号様式	押印廃止
16	有価証券保管証書（発行者欄）	県→外部	県（会計管理者等）	記名押印	規106	記名押印
17	有価証券保管証書（受領書欄）	外部→県	県以外（入札者）	記名押印	訓令第35号様式	自署又は記名押印

【参考】会計手続に係る書類への押印等の見直し一覧表（規則・訓令・通達・出納局長通知関係）

R3(2021).3.26

No.	書類等の名称	区分	作成者等	現行	規定等	見直し後 R3(2021).4.1～
1	検査を完了した旨の記載（物品の購入の契約に係るものに限る。）	県内部	県（検査員）	署名及び押印	規136② 231212会806号	署名
2	検査を完了した旨の記載（物品の購入の契約に係るものを除く。）	県内部	県（検査員）	記名押印	規136③	署名又は記名押印
3	原本と相違ない旨の証明	県内部	県（所屬長）	記名押印	規133	廃止
4	引継書	県内部	県（出納員）	記名押印	訓令第1号様式	押印廃止
5	事務引継報告書	県内部	県（出納員）	記名押印	訓令第2号様式	押印廃止
6	証券支払拒絶通知書	県内部	県（会計管理者等）	記名押印	訓令第10号様式	押印廃止
7	委託徴収（収納）計算書	外部→県	県以外（事務受託者）	記名押印	訓令第15号様式	押印廃止
8	資金前渡精算書（精算者欄）	県内部	県（資金前渡職員）	記名押印	訓令第21号様式	押印廃止
9	送金通知書再発行願（申請者欄）	外部→県	県以外（債権者）	記名押印		押印廃止
10	送金通知書再発行願（証明欄）	外部→県	県以外（指定金融機関）	記名押印	訓令第29号様式	記名押印
11	支出委託金精算書	外部→県	県以外（徴収等事務受託者）	記名押印	訓令第30号様式	押印廃止
12	小切手用紙整理簿	県内部	県（委任出納員）	押印	訓令第32号様式	署名又は押印
13	検査調書（物品の購入の契約に係るものに限る。）	県内部	県（検査員）	署名及び押印	訓令第33号様式 231212会806号	署名
14	検査調書（物品の購入の契約に係るものを除く。）	県内部	県（検査員）	記名押印	訓令第33号様式	署名又は記名押印
15	保管有価証券納付書	外部→県	県以外（入札者）	記名押印	訓令第34号様式	押印廃止
16	有価証券保管証書（発行者欄）	県→外部	県（会計管理者等）	記名押印	規106	記名押印
17	有価証券保管証書（受領書欄）	外部→県	県以外（入札者）	記名押印	訓令第35号様式	署名又は記名押印

（別紙）会第688号より

【参考】会計手続に係る書類への押印等の見直し一覧表（規則・訓令・通達・出納局長通知関係）

R3(2021).3.26

No.	書類等の名称	区分	作成者等	現行	規定等	見直し後 R3(2021).4.1～
18	保管有価証券還付請求書	外部→県	県以外（入札者）	記名押印	訓令第36号様式	押印廃止
19	検査書	県内部	県（出納局長、会計管理者）	記名押印	訓令第41号様式	押印廃止
20	精算報告書	県内部	県（資金前渡職員、会計担当課長 補佐等）	記名押印	通達様式第1号	押印廃止
21	預り書	県→外部	県（出納員、会計職員）	記名押印	通達様式第2号	記名押印
22	還付受領書	外部→県	県以外（入札者）	記名押印	通達様式第2号	署名又は記名押印
23	収入支出計算書	県内部	県（地方支出機関の長・出納員）	記名押印	通達様式第3号	押印廃止
24	配置場所毎整理表	県内部	県（地方支出機関の長・出納員）	記名押印	通達様式第4号	押印廃止
25	現金（歳入歳出外現金）出納計算書	県内部	県（出納員）	記名押印	通達様式第5号1	押印廃止
26	備品出納計算書	県内部	県（出納員）	記名押印	通達様式第5号2	押印廃止
27	保管有価証券現在高調書	県内部	県（出納員）	記名押印	通達様式第6号	押印廃止
28	物品現在高調書	県内部	県（出納員）	記名押印	通達様式第7号	押印廃止
29	委任出納員の帳簿（引き継ぐときの記載事項）	県内部	県（委任出納員）	記名押印		連署（署名）
30	委任出納員以外の出納員の帳簿（引き継ぐときの記載事項）	県内部	県（出納員）	記名押印	通達第11条関係	連署（署名）
31	会計職員の帳簿（引き継ぐときの記載事項）	県内部	県（会計職員）	記名押印		連署（署名）

※「規」＝熊本県会計規則

※「訓令」＝熊本県会計規則に規定する帳簿及び書類の様式を定める訓令

※「通達」＝熊本県会計規則の運用について（通達）

4 検索システムについて

各課から送付された通知・通達をもとに事務手続きを行っていく中で、公文書の検索及び確認をする時間がない、確認作業に煩雑さを感じる、というのが現状です。今回収集した通知・通達データを業務改善につなげることはできないかと考え、宇城・上益城地区では、エクセルを使用した押印省略に関する通知等検索システムを作成することにしました。

【検索画面】

押印省略 通知等検索

↓検索したい内容を入力してください

担当課を入力 担当課検索

キーワードを入力 キーワード検索

様式名を入力 様式名検索

検索をやり直す

入力した用語のリセット

全通知を表示
終了

【データ一覧】

日付	担当課	規定名、作成者	制定年月日	様式	様式・書類の名称	様式見直し	備考	担当
3	R3.3.31 学校人事課	教育職員免許状に関する規則	昭和30年熊本県教育委員会規則第2号	別記1.2.3.4.17.18号様式		印の削除	他注意事項等の改正 県公報登載	免許
4	R3.3.31 学校人事課	公立小中学校等に勤務する県費負担教職員の記章に関する規程	平成16年9月24日教育委員会訓令第6号	別記第3号様式	記章再交付申請書	印の削除	県公報登載	小中
5	R3.3.31 学校人事課	熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程	昭和33年11月20日教育委員会訓令第135号	別記様式第1号	被服類貸与申請書	印の削除	県公報登載	県立
6	R3.3.31 学校人事課	熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程		別記様式第2号	被服類借用書	印の削除	県公報登載	県立
7	R3.3.31 学校人事課	熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程		別記様式第3号	被服類毀損(防失)届	印の削除	県公報登載	県立
8	R3.3.31 学校人事課	熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程		別記様式第4号	被服類返還書	印の削除	県公報登載	県立
9	R3.3.31 学校人事課	熊本県立学校の校長等に対する被服類貸与規程		別記様式第5号	被服類貸与台帳	印一年月日に改正	県公報登載	県立
10	R3.3.31 学校人事課	勤務時間、休暇等について	平成7年3月29日教令第2458号	別記様式第1号の1	年次有給休暇時季請求書	印の削除		県立・小中
	R3.3.31 学校人事課	勤務時間、休暇等について		別記様式第1号の0	(病気・特別)休暇願	印の削除		県立・小中

このシステムでは、検索画面において担当課やキーワード、様式名を入力することで関連情報の検索ができます。

使用イメージ

使用例 育児休業関係手続きに関する押印の取扱いについて確認したい場合

1 【検索画面】で検索内容を入力する。

押印省略 通知等検索

↓検索したい内容を入力してください

担当課を入力 担当課検索

キーワードを入力 育児休業 キーワード検索

様式名を入力 様式名検索

検索をやり直す

入力した用語のリセット

※今回は「キーワード」検索を使用

※入力後、検索ボタンをクリックする。

全通知を表示 終了

2 【データ一覧】において、関連データが表示される。

A		B		C		E		F		G		H		I		J	
トップに戻る		抽出の解除				終了											
日付	担当課	規定名、作成者	制定年月日	様式	様式・書類の名称	様式見直し	備考	担当									
R3.3.31	学校人事課	教職員の育児休業制度の取扱いについて	平成4年4月1日教人第2号	別記第1号様式	育児休業承認申請書	印の削除		県立・小中									
R3.3.31	学校人事課	教職員の育児休業制度の取扱いについて		別記第2号様式	部分休業承認請求書	印の削除		県立・小中									
R3.3.31	学校人事課	教職員の育児休業制度の取扱いについて		別記第3号様式	育児短時間勤務承認申請書	印の削除		県立・小中									
R3.3.31	学校人事課	教職員の育児休業制度の取扱いについて		別記第5号様式	養育状況変更届	印の削除		県立・小中									
R3.3.31	学校人事課	教職員の育児休業制度の取扱いについて		別記第6号様式	育児休業等計画書	印の削除		県立・小中									

※「育児休業」に関する情報が抽出

データ一覧には担当課や規定、見直しの内容等の欄を設け、少しでも確認時間の短縮につながるようになっています。現在は試作段階のため、今後更新作業を進めていく予定です。

5 最後に

国が目指すデジタル時代では、国と地方公共団体が二人三脚で取組を進めることによって、大きな効果が期待されています。そのような中、私たちは県立学校の事務手続きをベースに日頃の業務を行っています。国・地方公共団体での仕組みや、法律・規則等にも違いはありますが、『押印の見直し』ひとつをとっても、事務手続きの大幅な改善となっていることは確かです。今回の見直しをきっかけに、県立学校での業務をスマート化することで、仕事をしている私たちだけのためではなく、生徒や保護者、職員、さらに言えば県民の方々へ向けた行政サービスの向上に繋げていけるのではないかと感じました。

宇城・上益城地区の研究では、利便性の追求という観点から、現状として使いづらい点や、困惑している点を中心に整理しました。すべてを網羅できているわけではありませんが、今後改正が行われていく場合でも対応できるように、そして、今回の資料・データを各学校でも追記、修正等行いながら活用できるように、検索システムの作成を今後も進めていく予定です。この研究がほんの少しでも事務処理の改善につながり、業務をスムーズに実行していくきっかけになればと思います。

熊本県公立学校事務職員協会 宇城・上益城地区研究グループ

熊本県立御船高等学校	主任事務職員	富永	裕士
熊本県立甲佐高等学校	主任事務職員	白柿	郁実
熊本県立宇土高等学校・宇土中学校	事務主査	園田	桂一郎
熊本県立松橋高等学校	主任事務職員	高野	美江
熊本県立小川工業高等学校	事務主査	木村	彰子
	主任事務職員	森本	健介
熊本県立矢部高等学校	主任事務職員	藤本	清太
	主任事務職員	千綿	小晴
熊本県立松橋西支援学校	事務職員	鶴長	麻美
熊本県立松橋支援学校	事務職員	江藤	朱里
熊本県立松橋東支援学校	主任事務職員	田村	奈美